

霧島市における屋外広告物の概要

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであり、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔などをいいます。

□禁止広告物—一次の場合は表示・設置ができません。

- ・ひどく汚れていたり、色あせていたり、または塗料などがはがれたもの
- ・破損又は老朽のひどいもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

□禁止物件

1 原則として全ての広告物を表示・設置することができません。(一部適用除外されるものがあります。)

- ・橋りょう，トンネル，高架構造物及び分離帯
- ・石垣，擁壁その他これらに類するもの
- ・街路樹，路傍樹等
- ・信号機，道路標識，道路上のさく，こま止め，里程標，カーブ・ミラーその他これらに類するもの
- ・電柱，街灯柱その他電柱に類するもので知事が指定するもの
- ・消火栓，火災報知機，火の見やぐら
- ・郵便ポスト，電話ボックス，路上変電塔及び電線共同溝地上機器
- ・送電塔，送受信塔及び照明塔
- ・煙突及びガスタンク，水道タンクその他これらに類するもの
- ・銅像，神仏像，記念碑その他これらに類するもの

2. 以下のものには、はり紙、はり札、立看板を掲示することはできません。

- ・電柱，街灯柱，その他電柱に類するもの，アーケードの支柱，バス停留所の上屋の支柱

3. 道路の路面及び屋根には、広告物を表示することはできません。

□許可期間—広告物の種類により、許可期間が定められています。

- ・はり紙，はり札，気球広告 1月以内
- ・立看板，広告網（のぼり旗等）6月以内
- ・その他の広告物 3年以内

□規制地域が「禁止地域」と「制限地域」に分かれています。

禁止地域は、原則広告物を設置できない地域です。(適用除外があります)

制限地域は、適用除外以外は全て許可が必要です。

第1種禁止	<ol style="list-style-type: none">1. 霧島屋久公園の区域内的の特別地域2. 一般国道 223 号のうち宮崎県との境界から隼人町西光寺字釜迫の新川 1 号橋までの区間 (路端から両側 100m以内)3. 県道霧島公園小林線, 県道小林えびの高原牧園線及び県道霧島公園線の全区間 (路端から両側 100m以内)4. 県道隼人加治木線のうち起点から国道 504 号線との交点までの区間 (路端から両側 100m以内)5. 霧島市道牧園中央線の全区間 (路端から両側 100m以内)6. 霧島市道牧場横瀬線のうち国道 223 号との交点から霧島ゴルフクラブ入口までの区間 (路端から両側 100m以内)
第2種禁止	<ol style="list-style-type: none">1. 都市計画法の第 1・2 種低層住居専用地域2. 霧島神宮本殿, 弊殿, 拝殿, 登廊下, 勅使殿3. 隼人塚4. 大隅国分寺跡5. 上野原遺跡6. ノカイドウ自生地7. 鹿児島神宮本殿, 拝殿, 勅使殿の周囲 5m以内の範囲8. 旧田中家別邸, 附棟札 1 枚の周囲 5m以内の範囲9. 赤水の岩堂磨崖仏の周囲 5m以内の範囲10. 日豊線, 肥薩線に接続する地域 (路端から両側 100m以内)11. 一般国道 10 号のうち隼人町野久美田 669 番 7 号地先から霧島市道丸岡鳴瀬戸線との交点までの区間 (路端から両側 100m以内)12. 一般国道 220 号のうち垂水市との境界から霧島市道亀割牧之原線との交点までの区間 (路端から両側 100m以内)13. 県道国分霧島線のうち県道犬飼霧島神宮停車場線との交点から終点までの区間 (路端から両側 100m以内)14. 県道隼人加治木線のうち起点から一般国道 504 号との交点までを除く全区間 (路端から両側 100m以内)15. 一般国道 504 号のうち一般国道 223 号との交点 (隼人町東郷字川原田 1143 番 1 地先) から県道隼人加治木線との交点 (溝辺町麓字請口 70 番地先) までの区間 (路端から両側 100m以内)16. 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間 (路端から両側 500m以内)17. 鹿児島空港及びその区域に接続する 500m以内の区域

第2種禁止	18. 隼人港及び福山港の港湾施設及び港湾用地の区域 19. 永浜漁港及び国分漁港の漁港施設及び漁港用地の区域 20. 国分駅東口，国分駅西口，隼人駅東口及び隼人駅西口の駅前広場の区域 21. 官公署，学校，図書館，公会堂，地区コミュニティーセンター（公民館等），体育館，国立又は公立の病院，公衆便所等 22. 墓地 23. 社寺，教会及び火葬場の建物並びにこれらの境域
第3種禁止	1. 都市計画法の第1・2種中高層住居専用地域
第1種制限	なし
第2種制限	1. 都市計画法の第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域のうち，一般国道及び県道の区域並びにその路端から20m以内の区域
第3種制限	1. 第1・2種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域

※ 広告物又は掲出物件を表示し，又は設置しようとする地域又は場所が，上表の複数の地域区分に該当する場合は，当該地域又は場所は，禁止又は制限の度合いが最も厳しい地域区分に該当するものとします。ただし，道路及び鉄道に接続する禁止地域と第3種制限地域が重なる場合は，第3種制限地域とします。

□総量規制

広告物を表示する場合，地域区分により一区画の土地又は一建築物の敷地において表示する広告物（野立広告物，壁面広告物，突出広告物，屋上広告物及び広告網）の面積の合計が次の基準を超えないことが必要です。

地域区分	禁 止 地 域			制 限 地 域	
	第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
面積	10 m ²	20 m ²	30 m ²	80 m ²	—

□適用除外

禁止地域，禁止物件及び制限地域の規制対象から除外される広告物があります。

広告の種類ごとに禁止・制限地域内の許可基準を満たした上で，地域内で総量を規制しています。詳細は、鹿児島県ホームページより「鹿児島県屋外広告物関係法令集」の「屋外広告物に関する基準」をご覧ください。

□ 広告物を表示する者の義務

- 1 許可の表示 許可を受けた者は、広告物又は掲出物件に許可の証票（ステッカー）を貼り付けておかなければなりません。
- 2 管理義務 広告物の表示者等は、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態を保持しなければなりません。
- 3 点検義務 本体及び接合部等の点検を規則で定める資格を有するものが行わなければならない。（はり紙、はり札、立看板、広告網を除く）
- 4 除却義務 許可の期間が満了したときや許可が取り消されたとき、又は広告物の表示が必要でなくなったときは、当該広告物を除却するとともに除却届出が必要となります。
- 5 管理者の設置義務
許可を受けて表示した広告物で、面積が 10 平方メートル超え又は高さ 4 メートル超えのものは資格を有する管理者を置くこと、またその届出が必要です。

※管理者の資格・・・屋外広告士、建築士（一級、二級、木造）、電気工事士、電気主任技術者、職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科）、職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科）、技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造）

※点検者の資格・・・上記の資格者と「屋外広告物点検技能講習修了者」になります。
（屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する講習）

□自己の所有又は管理する土地等以外に表示する場合は、所有者や管理者の承諾が分かる書面が必要です。

□他法令の許可申請等が必要な場合

- ・ 広告物を道路上に表示する場合・・・道路占用の許可（それぞれの道路管理者）
- ・ 国立公園等の区域内に広告物を表示する場合・・・自然公園法の許可等（県自然保護課）
- ・ 広告物の高さが 4m を超える場合・・・建築基準法による工作物確認申請
- ・ 広告物の高さが 10m を超える場合・・・景観計画区域内行為届出書（都市計画課）

※場合により、他の法令が関わる場合もあります。